

# 慶弔共済給付金

2019年4月1日 現在

(単位:円)

共 済 事 由		共済給付金額	添付する書類等		
祝 金	会員の結婚	法律上の婚姻	10,000		
	会員の銀婚	夫婦健在25年	10,000		
	会員の子の出生	内縁を含む	5,000		
	会員の子の就学	生計を一にする実・養・継子	小学校	5,000	
			中学校	5,000	
	永年勤続	連続し同事業所に10年勤務	5,000+商品券		
	連続し同事業所に20年勤務	10,000+商品券			
	連続し同事業所に30年勤務	20,000+商品券			
◎共済給付金申請書(祝金)及び事業所証明書					
※祝金は、2019年度から事務局の窓口で受領、または口座振込のいずれかで受取ることができるようになりました。					
窓口で受取る際には、窓口に来られた方の受領印が必要になりますのでご注意ください。					
死 亡 弔 慰 金	会 員	71歳未満	交通事故の死亡	900,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書
			不慮の事故死亡	500,000	◎本人死亡保険金請求書(全労済指定書式)
			疾病による死亡	300,000	◎医師の死亡診断書または死体検案書(写し可)
	71歳以上	交通事故の死亡	900,000		
		不慮の事故死亡	500,000	○保険金受取人との関係が分かる書類(戸籍[除籍]謄本、改製原戸籍、住民票等)	
		疾病による死亡	150,000		
	配偶者の死亡(内縁関係を含む)		50,000		
	子の死亡(実・養・継子とこれらの配偶者)		10,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書	
	親の死亡(義父母等を含む)		10,000		
	弔 慰 金 ・ 見 舞 金	重 度 障 害 見 舞 金 ・ 障 害 見 舞 金	交通事故障害(1～14級)	900,000 ～24,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書 ◎共済保険後遺障害保険金請求書(全労済指定書式)
不慮の事故等障害(1～14級)			500,000 ～8,000	◎医師の後遺障害診断書(全労済指定書式) ○その他の必要書類	
その他(1・2・3級の2・3・4)			300,000 ～150,000	※交通事故及び不慮の事故の場合は、上記の他に交通事故証明書(写し可)	
休業14日以上30日未満			5,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書	
傷 病 見 舞 金	休業30日以上60日未満	10,000	○医師の診断書(事業所に提出した場合はその写し)		
	休業60日以上90日未満	15,000	○医療機関の領収書		
	休業90日以上120日未満	20,000	○健康保険傷病手当金支給申請書の写し		
	休業120日以上	25,000			
	火災等 全焼・全壊		200,000	◎共済給付金申請書(弔慰金・見舞金)及び事業所証明書	
" 半焼・半壊		180,000以内	○住宅災害保険金請求書(全労済指定書式)		
" 一部焼・一部壊		60,000以内	○関係官署の罹災証明書		
自然等 全壊・流失		60,000	○修理業者の見積書(写し可)		
" 半壊		30,000	○その他の必要書類		
" 一部損壊		6,000以内			
" 床上浸水		30,000以内			
同居親族の死亡		10,000	※戸籍[除籍]謄本(写し可)		

◎=必須 ○=必要に応じて提出